

「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営手法について

平成 26 年 6 月 2 日
政策推進作業部会

アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」（以下「象徴空間」という。）の整備及び管理運営手法について、以下の事項を当部会の取りまとめ内容として、アイヌ政策推進会議に報告し調査審議を経た上で政府に所要の措置を講ずることを求めることとする。

記

（象徴空間の意義等）

象徴空間は、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進の拠点並びに将来へ向けてアイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための拠点となるよう、北海道白老郡白老町に整備するものとする。

（アイヌ文化の復興のため象徴空間の担う機能）

アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並びにアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの場の提供その他の取組を通じてアイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担う。

（アイヌの人々の遺骨及びその副葬品の慰霊及び管理）

先住民族にその遺骨を返還することが世界的な潮流となっていること並びにアイヌの人々の遺骨及び付随する副葬品（以下「遺骨等」という。）が過去に発掘及び収集され現在全国各地の大学において保管されていることに鑑み、関係者の理解及び協力の下で、象徴空間に遺骨等を集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間の適切な管理を行う役割を担う。

（象徴空間を構成する区域及び施設）

象徴空間は、次に掲げる区域及び施設で構成する。

- (1) アイヌ文化の復興の中核となる国立のアイヌ文化博物館(仮称。以下同じ。)及び国立の民族共生公園(仮称。国が設置する公共空地をいう。以下同じ。)を設置する区域(以下「中核区域」という。)(中核区域は、北海道白老郡白老町若草町(ポロト湖畔周辺地域)に設定する。)
- (2) 中核区域と連携してアイヌ文化の復興のための利活用を図るために別に定める関連区域
- (3) 遺骨等の慰霊及び管理のための施設

(象徴空間の一体的運営)

象徴空間の一体的運営を図るため、アイヌの人々の主体的参画を確保しつつ、次の措置を講ずる。

- (1) 象徴空間を総合的かつ一体的に管理運営するための基本計画及び中期事業計画の策定。
- (2) 象徴空間の中核区域の施設を一体的に運営し、アイヌ文化の伝承、人材育成活動、体験交流活動等の実施に当たる一の運営主体の指定。
- (3) 象徴空間全体の円滑な運営を図るため、関係者による運営協議会の設置。

(象徴空間の一般公開の時期等)

象徴空間は、アイヌ文化の復興等を図るとともに、国際観光や国際親善に寄与するため、平成 32(2020)年に開催される 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会に合わせて一般公開するものとする。

また、象徴空間における遺骨等の集約については、象徴空間の一般公開に先立ち、関係者の理解及び協力の下、できる限り早期に行うものとする。

象徴空間並びに国立のアイヌ文化博物館及び国立の民族共生公園の正式名称は、一般公開までに関係者の意見も聴いて決定するものとする。

(その他)

象徴空間の整備及び管理運営に当たっては、アイヌ文化の復興に資する取組が強化されるよう国、地元、アイヌの人々その他関係者が協力するものとする。

このため、関連区域についても、地元の協力を含め取組が強化されるものに限り指定するものとする。

論点	政策推進作業部会における主な意見
1. ナショナルセンターとしての役割	<p>① 象徴空間の機能の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・象徴空間の機能の政策上の位置付けをどのように整理するか。特に象徴空間における文化伝承・人材育成・体験交流などの取組と、これまでのアイヌ文化振興政策との関係をどのように考えるのか(アイヌ文化振興法の改正を含め検討すべきか)。 <ul style="list-style-type: none"> ○ アイヌ文化振興法の改正にとどまらず、先住民族としての位置づけにより、象徴空間におけるアイヌの参画や生活支援を含めた基本法に統合するなど抜本的な検討をして欲しい。 ○ アイヌ文化振興法は、アイヌ民族の先住性を立法の動機としておらず、国会決議や官房長官談話以降、そのまま維持できるものではないので、文化振興法の改正は必要である。 ○ 文化振興法の改正の議論については、先住性を国が認めたことから立法措置による生活支援を組み入れるようにして欲しい。 ○ 今の人は、過去のアイヌの歴史や同化政策についても知らないのに、負の歴史をしっかりと伝えることが最も重要になってくる。 ○ 民族性のために伝統は必要であると思うが、アイヌはいつまでも200年前と同じではなく、伝統は変化しながら現在に続いていくことに重点を置かなければならないと思う。 ○ 和人が未知の日本の歴史と出会う場をつくるということも象徴空間の重要な役割の一つとなると思う。 ○ アイヌの伝承者育成もしっかりと取り組み、きちんと世代交代が行われるような方法も検討していただきたい。 ○ 象徴空間は、先住民族として位置づけられるアイヌのための新しい総合的な政策の核心をなすものであり、これまでの「アイヌ文化振興法」に基づくアイヌ文化振興施策とは次元を異にする画期的な取組になるものという理解。従って、象徴空間の整備を重要な結節点として、こうした新しい総合的なアイヌ政策を政府の責務とするという法的な位置づけのもとに推進するためには、新たな法整備を行うことが求められている。

- 公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（アイヌ文化財団）においては、これまで全国を事業地域として、広範なアイヌ文化振興等に関する取組を展開してきたところ。
- 今後、象徴空間において文化伝承・人材育成などの機能が整備されることに伴い、これまでアイヌ文化財団が担ってきた道内外のアイヌの人々の活動を支援する取組等については、その取組内容や実施地域に応じ、象徴空間の拠点的、複合的意義や「総合的かつ高度な取組を集約する」という観点から（「基本構想」）、相互の位置づけや連携方策等について十分検討の上、引き続き適切に推進し、アイヌの人々や国民の期待に応えていくことが求められている。
- 象徴空間は、先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、アイヌ文化が直面している課題に対応しつつ、我が国が将来へ向け、多様で豊かな文化や民族との共生を尊重する政策のシンボルとなるものです（「民族共生の象徴となる空間」の意義と役割）。
- 「アイヌ政策に関する世論調査」は、アイヌ民族に対する理解がなお不十分であることをうかがわせた。その要因として学校教育の充実・支援、理解を深めるための啓発・広報活動、文化継承のための人材育成が挙げられ、今後の重要課題として認識された。
- ナショナルセンターは、先住民族であるアイヌ文化復興のため、調査研究、資料の収集・保管、展示・学習支援活動、人材育成を一体的・総合的に実施する社会教育機関として、有効なメディアである。いま一度、国の新たなアイヌ政策、とりわけその中核を占める象徴空間（アイヌ文化復興のナショナルセンター）についての重要性及び必要性を強調していただきたい。
- 象徴空間を導き出した有識者懇談会報告書には、今後のアイヌ政策は先住民族としての認識のもとに行われ、たな法人を創設していただきたい。
- 有識者懇談会報告書に基づき、先住民族政策としての新たな指標を求めたい。本報告書の基本的な考え方や考慮すべき視点を重視し、先住民族が現在所有している博物館及び民族的アイデンティティが失われたと解釈されてはならない。
- 国が責任を持って象徴空間、アイヌ文化復興のナショナルセンターを設置することでより先導的、象徴的な事業を全国的に展開できるのではないか。

・新しい位置付けに応じた取組を実施するための体制をどう考えるべきか。

- 土地や組織を縦割りに考えるのではなく、関係する人を水平的に考える必要があり、また、文化振興法やイオル事業における体制だけでなく新たな組織を作ったり加えていく必要がある。そして、これを長続きさせるため、この組織には世代間のバトンタッチが円滑に行われるような役割を担うようにして欲しい。
- 実施体制の検討に当たっては、これまでのアイヌ文化財団による文化振興等の取組との役割分担を十分考慮し、ナショナルセンターに相応しい国の責務と主体性が具体的に発揮されるよう望む。
- 観光や博物館活動に関する知見と豊かな経験を持つ職員のノウハウの提供があって初めて象徴空間での役割分担が実現できるものである。
基本構想では、「現在、白老町ポロト湖畔において、文化伝承活動、体験交流活動等を積極的に実施している(財)アイヌ民博物館については、同博物館の人的及び知見を象徴空間の管理運営に最大限活用するものとする」(象徴空間基本構想p15(2)留意事項)

- 管理運営に関して国の政策を行う上で地方自治体や財団法人が担うものではないと考える。

② 各地域との連携

- 北海道アイヌ協会として各地域とのネットワークを大事にして欲しいと当初より申し上げていたが、先の理事会においてもこのことが不明確であるとの議論があった。
- 各地域との連携が重要であり、このことは慎重に進めるべきである。アイヌ民族博物館を活かしながら、白老だけでないということについてどうあるべきかを考える必要がある。
- ナショナルセンターとして各地域の文化活動や博物館等の活性化にも寄与する役割を担っており、センター業務の中核となる人材を各地に求め、担い手育成や研究者養成等、人事交流を計画的に実施し、長期にわたるプロジェクト業務を連携して行う。
- 国際的にも環太平洋地域の先住民族文化の中核的センターとしての機能をも視野に入れる。
- 象徴空間の文化伝承等の成果や効果を道内の他地域に波及させていくことは大変重要なことであると認識しており、象徴空間と道内の他の地域とのネットワークに向けた取組などについては、これまでも国と協力しながらアイヌ文化振興・研究推進機構への支援などを通じて取り組んでおり、今後ともそういった取り組みを積極的に進めていくことで地元自治体としての役割を果たしていきたい。

・道内外の各地域でアイヌの団体や個人、地方公共団体などがアイヌの伝統や文化に関する活動を行っているが、これらの活動の一層の発展に寄与するための象徴空間の機能の活用方策

論点

・各地域の文化や活動を象徴空間で紹介すべきでないか。

・その際に、各分野において優位性のある取組を行っている地域の役割を位置づけるとともに、効果的な補完関係を構築すべきでないか。

・各地域からの人材育成のための研修受け入れ体制を構築すべきでないか。

・象徴空間関連連事業と白老地域のイオル事業の関係をどのように整理するか。また、自然素材の相互融通など各地域のイオル事業との連携も必要ではないか。

○ 象徴空間はナショナルセンターであり、アイヌの人たちが核となって運営される必要がある。そのためには人材育成が重要であり、アイヌ文化伝承学院のようなものを作り講師として年長者を雇い、各地域の若者等を育成していくような仕組みづくりが必要。

○ 道外のアイヌは先ほど意見のあったアイヌ文化伝承学院のようなものを求めており、いくつになってもアイヌのことで生活していきたい者もたくさんいるので、象徴空間の中に入れて欲しい。

○ 中核施設が象徴空間であり、イオル地域がその連携地域として欠かせないのではないか。2020年というタイムリミットとその後のことを考えると文化振興法など既存の施策などでやっていけるかを考える必要がある。

○ 象徴空間だけでなくイオル事業地域などとも連携し、しっかりと下支えや波及効果が出るような取組を考えていただきたい。

○ イオル再生事業では、若手アイヌの人材育成事業に取り組みなど白老地域は事業スタート時から拠点性を持たせている。象徴空間においては、拠点性が大事なので、従来のアイヌ文化財団の取組をより発展させていくこととなると考える。白老以外の地域については、引き続き財団が役割を担っていく必要があると考えており、事業の仕分けと連携が大事である。

2. 一体的運営

・象徴空間における機能や施設によって設置者・管理者等が異なっても、象徴空間を一体的に運営するためには、象徴空間全体の運用方針や事業計画が必要ではないか。また、当該方針や計画の法的な根拠が必要ではないか。

○ 複合的な機能、施設からなる象徴空間全体の性格を考慮すると、政府（国）には、これらを統合する役割と機能を主体的に担うことが求められている。
このためには、根拠となる国の方針や位置づけを明確にするとともに、効果的で機能的な仕組みを整備することが必要不可欠であると考え。

○ そうした仕組みの検討に当たっては、象徴空間全体を一元的にマネジメントするという視点が肝要であり、そのための管理体制を国の責任において整備することが不可欠であると考え。

○ 象徴空間内の全ての機能を新法人が一体的に管理運営を行う方策について検討していただきたい。協議会形式はあくまでも一方案と考え。

・遺骨の保管・慰霊等の業務は象徴空間の他の機能と分けて運営すべきか。

○ 研究を進めることも天切であるとは思いますが、遺骨の慰霊と保管を別々とするときちんとして管理できないのではないかと。また、保管に当たっては余計な手に触れさせないこととしてアイヌが主導権を持って関わらざるべきであり、それを監視し続ける必要がある。

○ 博物館及び公園全体と遺骨の慰霊保管場所は、別のゾーンとするべき。また、それぞれの管理部門も別とするべき。

○ 慰霊の場であり、アイヌの管理の下に置かれて調査研究の場として研究員を置く必要があるが、これは象徴空間全体の組織の中に遺骨管理部門をつくるなどして、博物館の活動とは別に考える必要がある。博物館は、アイヌの歴史や文化、現在の状況を突き詰めるものであり、人の歴史については博物館にはそぐわないのではないかと。

○ アイヌの人たちが管理することをきちんとして保障する組織となるのであれば、保管場所は問題にならないのではないかと。特に、象徴空間における研究以外のアクセスを考慮するならば、完全に分離するのは不適当ではないか。

○ 博物館において遺骨を扱うということでも特に問題はないのではないかと。また、副葬品を含めた話になると思うので、博物館とは別組織にするのは人員や管理の面からも難しいのではないかと。

○ 副葬品も含めて遺骨から学ぶことはアイヌ民族の理解のために必要なことであると北海道アイヌ協会の理事会で決議を行っている、博物館において調査研究を行うことは義務であると考え。

・象徴空間における事業や業務の実施に当たり、設置者・管理者や関係機関の間での調整・連携を確保するために、運営協議会を置くなどの仕組みが必要ではないか。

○ 世界的な例を見ても先住民族の博物館や施設などのトップは民族のリニダーとなり、先の北海道アイヌ協会の理事会でも象徴空間のトップは協会の理事長とする意見があった。また、遺骨の慰霊や管理についてもしっかりとアイヌが関わらざるべきである。

3. アイヌの人々が主体となった取組

①象徴空間の整備におけるアイヌの参画

・博物館、公園的土地利用、慰霊施設の整備には、アイヌの人々の意見に可能な限り配慮すべきではないか。

○ 象徴空間における博物館づくりについての具体的な議論や作業にアイヌの若者を参画させることは、将来の担い手として若い世代から意見を聞くことに加えて、若い世代の教育にもつながるのではないか。

②運営の自主性の担保

・運用方針や事業計画策定などの意思決定のプロセスの中でアイヌの人々の意見を反映する仕組みをどのように組み込むか。

○ アイヌがどのように関わっていくのかということが曖昧であり、北海道アイヌ協会の理事会においても主体的にアイヌが先住民族として関わられるようとの意見があった。

○ 象徴空間の中核になると考えられるアイヌ民族博物館には、これからの議論に積極的に関わっていただく必要がある。

○ アイヌが関わるのは当然であるが、北海道だけでなく日本の先住民アイヌという観点が必要であり、また、道外アイヌも含めた公平な目による監視体制も必要。

○ 事業計画の策定及び事業実施の双方にアイヌが関与していく必要がある。運営の意思決定について、先輩が後輩に指導するように世代間でそれを行うことで層を厚くする。また、運営に参画する実体験を通じて、自主性を育てていくような関与の仕組みが必要。

○ 新しい先住民文化復興のモデル的活動を行っていく上で、アイヌ民族が主体的に関わり、計画的・戦略的に事業を進めることが不可欠である。

○ アイヌの足腰を強くするということを基礎に考えて、人材育成、文化伝承、体験交流や研究などの各項目についてアイヌが自ら主体的にやれるように100年の計で考える必要がある。

○ カナダのアルバータ州にある博物館では、夏休みにイヌイトやインディアンの子供たちが観光客に自分たちのことを説明する取組を行っており、こういったボランティアの参画や研修を取り入れて欲しい。

○ (再掲：3-②-ポツ1) 事業計画の策定及び事業実施の双方にアイヌが関与していく必要がある。運営の意思決定について、先輩が後輩に指導するように世代間でそれを行うことで層を厚くする。また、運営に参画する実体験を通じて、自主性を育てていくような関与の仕組みが必要。

○ 特に札幌では、若者は生活が大変で文化をやるのは難しいのが現状であるので、若者を育成し、文化伝承していただくための方策について考えていただきたい。

論点	政策推進作業部会における主な意見
<ul style="list-style-type: none"> ・象徴空間の運営に関わる組織の役員構成、必要な人材をどう考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道外アイヌも含めて、少なくとも管理体制のチェックには参画させて欲しい。 ○ 積極的にアイヌの子弟を採用していただきたい。 ○ ニュージーランドのテ・パパ博物館のように、マオリとノンマオリの2トップで管理運営にあたっていている例もあるので、いろいろなる考え方があっていいか。 ○ (再掲：2-ホ・ツ3) 世界的な例を見ても先住民族の博物館や施設などのトップは民族のリーダーとなっており、先の北海道アイヌ協会の理事会でも象徴空間のトップは協会の理事長とする意見があった。また、遺骨の慰霊や管理についてもしっかりとアイヌが関わらなければならない。 ○ (再掲：3-②-ホ・ツ2) 道外アイヌも含めて、少なくとも管理体制のチェックには参画させて欲しい。 ○ 基本構想の中で「アイヌ民族博物館の人材及び知見を象徴空間の管理運営に最大限活用するものとする」とされた。白老町としては、今現在のアイヌ民族博物館で活動している職員を最大限活用いただき、活動に参画できるように望むものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の運営主体への参画をどう担保するか。 ・具体の管理業務については外注することが想定されるが、公共サービスの調達に該当することから、競争入札との関係性をどう考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本施設には各地域の年長者のバックアップが必要である。 ○ 短期的な施策であればアイヌを優先した方が良いと思うが、国の長期的な施策として考えると一般競争入札とする方がよいのではないか、共生の空間として共にやるべきである。 ○ アイヌのことをやりながら生活したいという者も道外にもたくさんいる。公平性の観点から入札というのは最もなことであるが、スタート時においては、就職難であるアイヌをたくさん入れていただき、象徴空間において競争社会の中で勝ち抜いていく基盤を作らせるようにして欲しい。 ○ 象徴空間の企画・管理・運営業務については、先住民族政策として創設された法人が果たすべき具体的な機能であり、ここに競争入札制度を導入する意義は乏しい。

論点	政策推進作業部会における主な意見
<p>4. 安定的な運営体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員や必要な人材を安定的に確保するため具体的にどのような取組をすべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在のアイヌの若い世代を職員に採用することを考えたと国家公務員試験により採用を行うのではなく、別の形態、別枠で考える必要がある。 ○ 職員の採用に当たった際の資格をどう考えるかということは重要な問題であり、施設の設定形態の議論にもつながっていくのではないか。 ○ 女性などについては実績があるポジティブ・アクションを職員の採用に導入できないか。 ○ 大学入試でも広く活用されているAOの手法を取り入れ、必要とされる特別な能力を有する方を職員に採用することはできないか。 ○ (再掲：1-②-ホ^ツ4) 象徴空間はナショナルセンターであり、アイヌの人たちが核となって運営される必要がある。そのためには人材育成が重要であり、アイヌ文化伝承学院のようなものを作り講師として年長者を雇い、各地域の若者等を育成していくような仕組みづくりが必要。 ○ (再掲：1-②-ホ^ツ4) 道外のアイヌは先ほど意見のあったアイヌ文化伝承学院のようなものを求めている。いくつになってもアイヌのことで生活していきたい者もたくさんいるので、象徴空間の中にいれて欲しい。 ○ 事業運営に当たっては、国の方針のもとに適正な定員管理を行い、将来に渡り人材の安定確保を図るとともに、自主財源の確保への取組が助長されるよう、適切なインセンティブを運営主体に付与することも考慮を要する。

論点

- ・ 1. ①における機能の政策上の位置付けに応じた事業を実施するため安定的な財源を確保するための方策。具体的には、整備及び管理・運営のそれぞれにおいて、以下についてどう考えるか。
 - － 国の負担
 - － 地方公共団体の負担
 - － アイヌの人々の負担
 - － その他利用者の負担
 - － 民間活力の活用

政策推進作業部会における主な意見

- 運営は、国が主体的に関わることとなっており、財源負担も国が絶対的に担うのは当然である。地方自治体においては、知恵や人やものを提供するべきであり、特に白老町においてはポイント沼エリアの取得などに協力することができるのではないか。また、アイヌについては、人材と文化と技術、それから伝承者を出していただくということではないか。
- 財源の問題については、先ほどから象徴空間全体を進めていくに当たって本当に大丈夫なのかという意見が繰り返し出ている。特に国に対しては財源については特別な配慮、措置を求めると必要。
- 象徴空間における個別の機能に応じた運営体制や運営の在り方の検討に当たっては、運営主体において迅速な意思決定、実施が可能となるよう、一定の自由度や裁量性を担保するなど運営の自主性の確保とそのための方組みの整備が肝要である。
- 中長期を見通した計画的な運営や自主的・自律的な運営が可能となるよう、将来に渡って、より安定的で裁量性のある財源の裏付けを持たせた運営体制を構築することが必要であると考える。
- アイヌ文化復興等のナショナルセンターとして安定的に管理運営できるよう、博物館や公園などの施設管理だけでなく、象徴空間の機能として実施する文化伝承や体験交流などの取組についても、設置主体である国が担うべき。
- 将来に渡って安定した運営が担保される体制とするには、既存のアイヌ文化振興法によるアイヌ文化財団への補助とは別の枠組を整え、国の先住民政策として特別枠を設け、象徴空間の運営を行うべきであり、整備についても同様と考える。
- 自己収入を増やすために、現在行われているアイヌ民芸品のブランド化や機動訓練などの施策の成果を活かし、経済活動の裾野を広げることではできないか。

- ・ アイヌの人々の自主的な取組を積極的に実施するには、自己収入を増やすための取組が必要ではないか。

政策推進作業部会における主な意見	
論点	
5. 関連区域の活用	<p>・中核区域の周辺地域について、既存のストックや事業を活用し、地域での取組みを基本としつつ、相乗効果を図るべきではないか。</p> <p>○ 周辺地域は、ポロト湖周辺の3つのゾーンだけが対象ではなく、ポロト湖の奥の自然休養林やポイント沼も入れて考える必要がある。また、中核地域にはポロト湖そのものも入れて考えるべきではないか。</p> <p>○ 周辺地域をどこまでと捉えるかは、川の利用などの活動内容に関わってくるのではないか。また、チャシや仙台陣屋などの活用方策にも関連してくると思うので3つのゾーン以外のエリアの活用については新たに論点とするべきではないか。</p> <p>○ 象徴空間は、3つのゾーン（①博物館、②中央広場、③体験・交流）に整備される施設、機能が有機的に連携した一体的な展開が求められた構想であり、博物館や慰霊施設のみが優先的に整備されるべきものではない。</p> <p>○ ポロト湖周辺は、年間を通じてレクリエーションに利用されており、象徴空間とポロト湖周辺が、分断されることなく、利用できる方策を検討していただきたい。</p> <p>○ 中核区域の周辺地域（基本構想における関連区域）は、象徴空間の一部として一体性を保つためにも、特にポロト湖畔に近いポロト森林地区、仙台藩陣屋地区、ポイント沼地区については、国が積極的に関与すべきと考える。</p>
6. 積極的な広報活動の在り方	<p>○ 象徴空間のことだけを広報するのでは国民の心に届かないのではないか。今後は国民に対して象徴空間が持つべき意味について具体性をもって示すこと、懇談会報告書を踏まえて再度議論を行い、この議論に基づいて広報活動を展開していくことが必要ではないか。</p> <p>○ 象徴空間以前に、日本での先住民族としてのアイヌ民族の位置づけ、明治期の旧土人保護法が出来た時から現在までのアイヌを取り巻いた歴史、そしてこれから目指す方向などについてアイヌ民族をもっと国民に正しく知らせ、理解させることをまずやるべきではないか。アイヌは北海道だけでなく日本全体のことであると国民が認識しないと税金により象徴空間を整備管理運営することが、偏見を無くすどころか却ってひどいものになってしまうことを危惧する。</p> <p>○ 象徴空間の整備と並行して、その基本であるアイヌ政策そのものの必要性に関する広報を行うことが必要。</p> <p>○ 世論調査の結果から20～30歳代の若い世代の50%が平等でないと回答しているが、こうした認識を若い世代が持っていることは将来が明るいと感じており、国民の理解のためには、一日も早く象徴空間を作るべきである。</p> <p>○ 広報活動においては、人類学の視点を入れることが有効ではないか。</p>

論点	政策推進作業部会における主な意見
<p>一般公開に合わせてどのようなイベントが考えられるか。</p>	<p>○ アイヌがいることは皆さん分かっているが、しっかりと歴史認識がない、勉強していない、それによってアイヌのことは置き去りにされてきた。この広報活動はしっかりと歴史を見て理解してもらおうということが前提になる。民族共生のための第一歩であるので、正しい認識でアイヌが和人と向き合えるように知恵を出し合っ て欲しい。</p> <p>○ 国民理解が本当に必要であり、理解を促進していくためには、例えばキャッチコピーのようなものがある、視覚的にも入りやすいといった啓発ツールや象徴空間は日本国民全体にとってどういう意義があるのかが分かりやすく理解できる資料を用意していただきたい。</p> <p>○ 世論調査の結果を踏まえ、教育・広報・人材育成の3本立てで重点的に事業を展開する必要がある。</p> <p>○ 来道する修学旅行生にアイヌ施設を利用してもらうよう各地域に国が補助して欲しい。また、象徴空間がオープンするまでのスケジュールに修学旅行生に対して普及啓発を図ることを組み込んで欲しい。</p> <p>○ 象徴空間は国の新しいアイヌ政策の扇の要である。アイヌ文化の振興のみならず、アイヌの歴史、アイヌ政策全般についての国民の理解があつてこそ、象徴空間整備の意義が明確になるものであり、その点を考慮した広報が必要と考える。</p> <p>○ 現在実施の「イランカラブテキャンペーン」と「象徴空間」をリンクさせた広報活動や、2020年開催東京オリンピックの広報活動との連携の推進が必要と考えられる。</p>
<p>7. その他の意見</p>	<p>○ オリンピックまであと6年と言われているが中身はほぼ5年であるので、できるだけ早く、現地に事務所が必要である。</p> <p>○ オリンピック開催に合わせるために、規模が縮小されることのないようにして欲しい。また、予算について関係省庁の縦割りとならずに、政府において日本の先住民政策としてお願いしたい。</p> <p>○ 国立大学で所有しているアイヌに関する資料をこの博物館に集めるといったことも検討していただけると良いのではないかと思う。</p> <p>○ オリンピックについては国立競技場等の関連施設の整備もことから、博物館の予算の確保について懸念している。</p> <p>○ 然るべきタイミングで象徴空間全体についての検討や調整の場を設ける必要がある。</p>

論点	政策推進作業部会における主な意見
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用地の取得や現地準備事務所の設置等を始めとして、予算について大変心配しており菅官房長官の下でこれらについて早期に目途をつけていただきたい。 ○ 予算措置の趣旨を含め、官房長官のもと閣議決定を指すということで、部会での検討内容をまとめるべく作業していると認識。 ○ 海外では、大変展示が上手く伝統はもろんのこと現在の先住民族の文化等もきちんとして見せている事例があるので、海外事例の整理はしっかりやっていただきたい。 ○ 日本は人権を重んずる国として、先住民族対策として何らかの形で特別な予算措置を早急に行って欲しい。 ○ オリンピックまでとくに固執して中途半端なものが作られる恐れがあるならば、2020年までにプレオープンということでも良いのではないか。 ○ 全国の国立大学におけるアイヌの文化財の保有状況について調査していただきたい。 ○ 今後は、象徴空間の質的な部分に関連してくるソフトに関する検討を深めていくことが必要。 ○ イオル事業の中の伝承者育成事業の成果は、象徴空間での人材育成を考える上での大きな材料となる。 ○ アイヌ民族博物館は、象徴空間における博物館、公園的土地利用等の整備に当たり、その影響を強く受ける中心的立場であるため、計画の推進にあたっては、直接対話による意思の疎通を図っていただきたい。 ○ アイヌ民族博物館の活動目的は、象徴空間の役割・機能と合致しているもので、管理運営に当たっては、アイヌ民族博物館の関与を強く推進されたい。 ○ なぜ白老なのかという御意見はアイヌ側から来ているが、十分な議論の中で決定したことであり、アイヌ政策における象徴空間、ナショナルセンターは1つしかできないので、みんなのシンボルになるような有意義なものを作っていただきたい。

論点	政策推進作業部会における主な意見
1 遺骨の集約	
○ 遺骨を象徴空間に集約する意義	○ 国連宣言の11、12、13、31条はこの問題を検討するには大変重要。
・ 先住民族の権利に関する国際連合宣言の関係条文や宣言の制定経緯等も含め、遺骨を象徴空間に集約する意義をどのように考えるか。	○ 国連宣言の下、人権を尊重することを含めた民族の尊厳を確立するということは、最低の条件であり遺骨は物ではない人として扱っていただきたい。
	○ 大学では、永続的な管理は難しいので、今後も責任ある慰霊や管理を行うためには、象徴空間への集約が必要である。
	○ 有識者懇談会報告書では、アイヌの精神文化の尊重という観点から、過去に発掘・収集された現在大学等で保管されているアイヌの遺骨等について集約するという書き方になっている。
・ 「尊厳ある慰霊」と「大学における研究」の調和をどう図るか。	○ 研究者とアイヌの人々が対立概念であると考えざるべきではない。アイヌが自らのルーツを探るための研究を志した時に、我々の世代がその道を閉ざして良いのかということを考える必要がある。私達は、アイヌの若者達が利用できるようにしなければならぬ。
・ 集約後も学術研究等の対象とするか否か。	○ 北海道大学では旭天学の先生を呼んできちんとした保管状況としており、ここまでやるのであればアイヌの未来のために研究も必要であると思った。
	○ 今後アイヌ遺骨について研究を行わないことでアイヌの人々だけその成立のシナリオや過去の生活が分からぬという事態も想定されるので、今後も研究は必要。
	○ まず、大学で遺骨の現況を調査し、象徴空間に集約する。象徴空間では、完全に遺骨を一体とする研究を行うべき。人類学的な研究はその後に行うべき。
	○ アイヌの歴史解明などアイヌのための研究は絶対必要である。
	○ アイヌにずっと関わっている方でさえ、いつからアイヌ民族などと新聞に書く位なので、今後も研究は必要である。
	○ 協会では、アイヌやその歴史解明などのために研究を行うべきであると決定しており、これは組織として、総会や理事会で意思決定を行っている。そのためにはDNA鑑定が必要であると思うし、返還請求にきちんに対応できる体制を作ることが国の責任であると思う。

論点	政策推進作業部会における主な意見
<p>○ 集約の対象となる遺骨の範囲及び集約の方法並びに集約の性格</p> <p>・ 遺骨を象徴空間に集約する意義を踏まえ、集約の対象となる遺骨の具体的な範囲をどこまでとするか。</p>	<p>○ 北海道アイヌ協会が理事会で決定した考え方や立場については、対外的に明らかに誰にでも分かるように示す必要がある。</p> <p>○ 国連宣言の11条、12条、13条との関連から今後遺跡などから発掘される遺骨も集約し、研究するべき。尊厳ある慰霊と大学における研究を両立することが国連宣言を具現化することにつながると思う。</p> <p>○ 集約の意義については、直接にはアイヌ民族の精神生活の尊重という観点から行うとしており、集約の範囲については、過去に発掘・集約されたものについて象徴空間に集約するという書き方をしている。</p> <p>○ 国連宣言31条にある知的財産権との関連を考えると今後も研究を行う必要があるので、今後遺跡から発掘される遺骨も含めて集約の対象としていくべき。</p> <p>○ 今後発掘される遺骨についてまで集約対象にするのであれば、アイヌ民族の遺骨であることと国連宣言の趣旨だけでは理由として十分と言えるのかどうか。</p> <p>○ 遺骨だけでなく副葬品も含めて考えると葬制の中にアイヌの考え方や死生観を読み取ることができるので、現在分かっているものだけに限定せず集約することは意義があるのではないか。</p> <p>○ 慰霊碑というか、慰霊塔のようなものの中に遺骨が保管されるというイメージを持っている。屈斜路湖の資料館にもあるが、地元のお墓に入れられないで資料館の地下室で保管されている遺骨も集約して欲しい。</p> <p>○ 今後出てくる遺骨も地元で葬毘に付して土に還れるのならば良いが、それができないのであれば最終的にそういう遺骨も集約して欲しい。</p>

論点	政策推進作業部会における主な意見
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各大学は、遺骨や副葬品を研究のために持つていったのであれば、研究成果を出すべきでありその責任がある。また、象徴空間に集約すれば大学の責任が無くなるのではなく、保管している資料なども出すべきである。 ○ 大学が持っているいろいろな資料についても、象徴空間に集約するべきである。 ○ 博物館や資料館に保管されているアイヌの遺骨があれば、後々にそれも含まれるような表現にできないのか。 ○ 一般の方たちが議事概要なども含めて読んで読んだとき、作業部会報告書には博物館や資料館は入っていないという印象を受けると思う。結局5年後、10年後に文書だけが残った時に博物館や資料館が含まれていないということにならないように欲しい。 ○ 作業部会としては大学以外のものを排除するという趣旨のものではないという理解をしておけばよいのではないか。 ○ 大学に限定した趣旨だと狭く読まれにくいような表現とできないか検討していただきたい。 ○ 部会において、今後発掘されるアイヌの遺骨についても含めるべきだという議論の内容を盛り込むようにして欲しい。 ○ 時間軸的な範囲についての議論は結論を得た訳ではない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集約は大学の任意提出によるか、それとも一定の要件に該当するものを法令で規定し義務的に集約するか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集約の性格は、大学からの「譲渡」か「寄託」か。(遺骨の返還等に関する責任や最終判断権限を大学に留保するか象徴空間の責任者に委譲するか。) その判断を各大学に任せるか、あるいは、全ての大学に共通の性格とするか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 象徴空間において研究者に育ってもらおうという点は賛成するが、ある程度成果を上げた研究者の処遇に対しては大学で責任を負うべきである。象徴空間で作業を行う研究者に対して、大学がその将来に責任を持ち、象徴空間における遺骨の管理や取り扱いについても大学は、なお責任を持ち続けるべきである。 ○ 現実的な問題として、大学はそのような責任を負いにくいシステムになっている。大学においてこういう研究者はほとんど居なくなっているという現実があり、問題が宙に浮いてしまっているのではないか。

政策推進作業部会における主な意見	
<p>論点</p> <p>2 遺骨の保管</p>	<p>○ 最大限返還と特定できない遺骨</p> <p>遺骨全体のうち、身元が特定されない遺骨が大半を占める現状を踏まえ、大学から直ちに返還できないものについて象徴空間に速やかに集約し、アイヌ民族全体で先祖を慰霊することを基本とする。</p> <p>その上で、一定の手続きに従って返還対象となる適格者が現れた段階でDNA鑑定等の調査をするような体制をとるべきか。</p> <p>以上について大学が実施する場合には、任意の実施とするか、あるいは、全ての大学に実施を求めめるか。</p> <p>という点について、関係者の同意の下で調査を実施していると看做せるような体制をとるための方策と併せて検討すべきではないか。</p> <p>○ 副葬品の取扱い</p> <p>・ 「遺骨と帰趨を共にする」ためには、腐食等の劣化が進む中で、どの程度レベルでの保管を行うのか。</p> <p>○ DNA鑑定の問題は、法的道義的に遺骨を削ってDNAの試料を採ることを含め鑑定を行うことを誰が同意できるのかという点。返還請求者との関係を確認する場合でも、アイヌ遺骨の場合は返還請求者の同意をもって足りるというほど遺骨との縁戚関係の蓋然性は高くないのではないが、外国の例では民族が集約的に同意する場合もあるが、アイヌ民族についてそれを観念することが出来るか。</p> <p>また、遺骨を一体化する場合には、問題が一層困難になる。</p> <p>○ DNA鑑定実施の同意の問題は、アイヌの方々にとってより利益となる情報が得られるのであれば問題ないと思う。</p> <p>○ 遺骨を一体とするためにDNA鑑定が必要であれば、アイヌの代表者の方々の同意の下に行うべきである。結果は返還に役に立てることもできる。</p> <p>○ (再掲1-10-3ホツ) 協会では、アイヌやその歴史解明などのために研究を行うべきであると決定しており、これは組織として、総会や理事会で意思決定を行っている。そのためにはDNA鑑定が必要であると思うし返還請求にきちんと対応できる体制を作ることが国の責任であると思う。</p> <p>○ 国連宣言では先住民族は遺体及び遺骨の帰還に係る権利を有するとなっているが、日本の場合、権利主体となるアイヌ民族とは具体的に誰を指すのか。誰の声が「アイヌの声」なのか。アイヌ民族の中で意見の統一や合意を図るよう手続的な保障を目指す動きが必要である。</p> <p>○ 研究は、副葬品も含めて一体として行うべきであり、そこから歴史なども見えて来るし全てを語ると思う。</p> <p>○ 北大の保管方法は、国の方針が決まるまで現状を維持するもので、恒久的な保管体制ではなく、早期に国の方針を決める必要がある。一番問題なのは鉄製品であり、放置すると酸化して腐食するので、そのまま放置すべきか、酸化を防止して現状維持に努めるか、あるいはサビ抜きなどを行って研究に活用できるようにすべきか、検討が必要。</p> <p>○ 副葬品の保管は、返還や研究に関係する問題である。</p>

論点	政策推進作業部会における主な意見
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副葬品は遺骨と一緒に埋葬したもので掘り起した以上はできるだけ丁寧に保管する必要がある。また、最終的には懇ろに土に還すべき。 ○ 基本的な考え方として副葬品は遺骨と帰趨を共にする。遺骨の研究を行うのであれば、副葬品も研究対象となり、研究素材となり得る状態で保管する必要がある。 ○ 副葬品は基本的に研究できる状態に保管する必要がある。 ○ 副葬品については研究の対象として大事であるが、基本的に遺骨と一緒に土に還すべきと考える。
<p>3 遺骨の慰霊</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ遺骨に関する慰霊について、関係者はそれぞれどのような立場から関わるべきか。 ・ アイヌ及びアイヌ関係団体は、どのような立場か。 ・ 学術研究を行ってきた大学は、どのような立場か。 ・ 国は、どのような立場か。 ・ 地方公共団体は、どのような立場か。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺骨の慰霊については、全ての関係者が関わるべきである。 ○ 象徴空間では、国連宣言の11条、12条、13条、31条に基づいて先住民族が管理運営だけでなく慰霊についても行うべきである。 ○ 慰霊は、全ての関係者が関わるべきであり、最終的にはアイヌ民族がそのリーダーになるべきである。

政策推進作業部会における主な意見	
論点	
4 遺骨の調査及び研究	
<p>○ 慰霊及び返還のための調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等におけるアイヌの人々の遺骨の保管状況の調査結果」（平成25年6月）によると、「個体ごとに特定できなかつた遺骨が515箱に納められている。」とされているが、尊厳ある慰霊及び祭祀承継者等への返還のためには、DNA鑑定等による実効性を見極めつつ個体ごとに特定するための調査が必要ではないか。大学が調査を行う場合に、任意の実施とするか、あるいは全ての大学に実施を求めめるか。 	<p>○ (再掲1-10-3ホッ) まず、大学で遺骨の現況を調査し、象徴空間に集約する。象徴空間では、完全に遺骨を一体とする研究を行うべき。人類学的な研究はその後に行うべき。</p> <p>○ 当面やるべき研究は、たとえ長い期間を要し返還が遅れるとしても遺骨を一体化すること。その後の研究の是非は時間が解決すべき問題である。今後アイヌ自身による研究といった可能性もあるもので、将来に判断を委ねても良いと考える。</p> <p>○ 長い期間を要しても一体化はきちんとやる必要がある。</p> <p>○ 北大以外は、北大でこの2年間作業した先生に相談するなどして象徴空間が完成するまでにできる作業を行うべきである。</p> <p>○ (再掲2-10) DNA鑑定の問題点は、法的道義的に遺骨を削ってDNAの試料を採ることを含め鑑定を行うことを誰が同意できるのかという点。返還請求者との関係を確認する場合でも、アイヌ遺骨の場合は返還請求者の同意をもって足りるというほど遺骨との縁戚関係の蓋然性は高くないのではないか。</p> <p>外国の例では民族が集約的に同意する場合もあるが、アイヌ民族についてそれを観念することが出るか。また、遺骨を一体化する場合には、問題が一層困難になる。</p> <p>○ (再掲2-10) DNA鑑定実施の同意の問題は、アイヌの方々ととってより利益となる情報が得られるのであれば問題ないと思う。</p> <p>○ (再掲2-10) 遺骨を一体とすためにDNA鑑定が必要であれば、アイヌの代表者の方々の同意の下に行うべきである。結果は返還に役に立てることもできる。</p> <p>○ (再掲1-10-3ホッ、2-10) 協会では、アイヌやその歴史解明などのために研究を行うべきであると決定しており、これは組織として、総会や理事会で意思決定を行っている。そのためにはDNA鑑定が必要であると思うし返還請求にきちんと対応できる体制を作ることが国の責任であると思う。</p> <p>○ (再掲2-10) 国連宣言では先住民族は遺体及び遺骨の帰還に係る権利を有するとなっており、日本の場合、権利主体となるアイヌ民族とは具体的に誰を指すのか。誰の声が「アイヌの声」なのか。アイヌ民族の中で意見の統一や合意を図るよう手続的な保障を日指す動きが必要である。</p>

論点	政策推進作業部会における主な意見
<p>○ 研究の取扱い</p> <p>・象徴空間部会報告書が「集約した人骨については、アイヌの人々の理解を得つつ、アイヌの歴史を解明するための研究に寄与することを可能とする。」としていることを踏まえ、研究に道を開くべきか。</p>	<p>○ 大学での遺骨研究はマジョリティの視点によるもので、象徴空間ではアイヌの視点からの研究や慰霊を行うことができるかと考える。</p> <p>○ 遺骨を一体にすることとアイヌ民族の起源などを知るために行う作業は同じで、分けて考える必要はないのではないか。</p> <p>○ (再掲4-10-1ホツ) 当面やるべき研究は、たとえ長い期間を要し返還が遅れるとしても遺骨を一体化すること。その後の研究の是非は時間が解決すべき問題である。今後アイヌ自身による研究といった可能性もあるので、将来に判断を委ねても良いと考える。</p> <p>○ (再掲4-10-1ホツ) 長い期間を要しても一体化はきちんとしてやる必要がある。</p> <p>○ 集約後はアイヌときちんと相談しながら象徴空間において研究を行うべきである。</p> <p>○ 遺骨を一体とすることと一般的に学術研究とされているものを明確に区別できるかについては、個々の委員の考えで決まることではなく学術的に客観的に決まることではないか。なお、大学の責任を語るには慎重であるべき。研究者の学問の自由に配慮する必要があるが、企業の責任論と同視すべきではない。</p> <p>○ 研究についても、先住民族のリサーチが許可を出す立場にあるべきである。</p>
<p>・仮に研究に道を開く場合、「アイヌの人々の理解」の確保と研究者の意向にどのように対応するか。</p>	<p>○ 象徴空間に遺骨を集約して研究に道を開くことは、アイヌの視点から研究を行うという考え方に変えなければならぬ。</p> <p>○ 研究のあり方について議論する場合は、骨学、DNA鑑定、考古学等の知見を有した研究者の人材確保の可能性についても考える必要がある。特に若い研究者に対して、研究者としての将来を封ずることは出来ない。</p> <p>○ 研究者の確保は、大学の責任だと思う。その大学から研究者を派遣して、ある程度成果が上がったら、成果を大学が吸い上げれば良い。</p> <p>○ 大学が責任を果たさそうにもいない人間は手配できないという問題があるので、少し現実を考える必要がある。</p>

論点	政策推進作業部会における主な意見
<p>・研究に道を開くとしても、象徴空間の外部研究機関の研究に提供するだけでなく、象徴空間の「中」でも研究を行うのか。また、「尊厳ある慰霊」に配慮した研究の在り方を担保するために、倫理規範を策定する必要があるのではないか。</p>	<p>○ 北海道には既にアイヌ遺骨の研究者は居ないので、大学の責任に言及しても問題が宙に浮いてしまう。 象徴空間の中では、研究者としての処遇が必要となるし、今後アイヌの若い人達が研究する場合、その人達に研究のやり方を教えるようなシステムが必要となる。</p> <p>○ (再掲1-20-3林ッ) 象徴空間において研究者に育ってもらおうという点は賛成するが、ある程度成果を上げた研究者の処遇に対しては大学で責任を負うべきである。象徴空間で作業を行う研究者に対して、大学がその将来に責任を持ち、象徴空間における遺骨の管理や取り扱いについて大学は、なお責任を持ち続けるべきである。</p> <p>○ (再掲1-20-3林ッ) 現実的な問題として、大学はそのような責任を負いにくいシステムになっっている。大学においてこういう研究者はほとんど居なくなっている現実があり、問題が宙に浮いてしまうのではないか。</p> <p>○ アイヌの方々の方々の視点からの研究を担保するためには、象徴空間の中に研究機関の機能を持たせるべき。</p> <p>○ 象徴空間は、アイヌの方々々が望む研究内容とすることや研究成果をどのように世間に対して発信していくのかということの舵取りを行うこととなり、そのためには、象徴空間の中にアイヌの方々と一緒にあって研究する機能や施設が必要であり、象徴空間の外で行われる研究に対して機会を提供する場合でも、その内容や成果の反映についてコントロールする必要がある。</p>

政策推進作業部会における主な意見	
論点	
<p>5 集約された遺骨の返還</p> <p>○ 適切な相手方への確実な返還</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な相手方への確実な返還のためには、適格性を有する者の要件及び要件に該当する者が複数の場合の対応方針及びそのための調査が必要となる。具体的には、 ① 返還を希望する者に周知するための手段のあり方 ② 返還すべき相手方を特定するための手続きのあり方 <p>について検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①については、返還請求権を有する可能性のある者にきちんと周知し、また、そのための努力を尽くしたと見えるためには、どのようなことが必要かという観点からの検討が必要である。また、死者・遺族のプライバシーへの配慮と、請求権者への可及的周知という二つの要請のバランスの取り方が問題になるのではないかと。 ・ ②については、基本的には返還を求めめる側に拳証責任があることを前提として、具体的に特定していくためのルールをどのよう定め、継続の過程で、戸籍や除籍に関する情報を持っていく市町村の協力といったことも必要とならないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道に住んでいる協会員やそれ以外の入でもこの問題について知らない人もいると思う。だから、ずっと目の前にあった情報を見落としていて気がつかないでいたという人の中には何年後かに自分の地元で慰霊したいという人も出てくるのではないかと思う。 ○ 特に道外のアイヌの方々に対して、遺骨についての情報をきちんとお知らせする方法を考えなければならぬ。 ○ 返還を求めた方にその拳証責任があるというのは、私の墓地から持っていったらどう思うとも、それを確かめるようなデータをもっていないことがほとんどであるから、これは問題があるのではないかと。

政策推進作業部会における主な意見	
論点	
<p>○ 返還の可否の判断方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺骨の管理責任者と返還の相手方としての適格性を有する者の間の合意に基づく民事上の行為とするか、遺骨返還に関する主務大臣が必要な手続きを踏んだ上で判断する行政行為とするか。 	<p>○ 明治からアイヌの遺骨を学術研究と称して掘り始めたが、警察から事情聴取された際に学術研究として国の許可があるという話が学問の暴力という本にある。もし、このような許可を国がしたのであれば遺跡や道路工事で発掘・発見された遺骨とは違った責任が国にあると思ふので事実関係を教えて欲しい。</p>
<p>○ 地域のアイヌ関係団体の取扱い</p> <p>・返還の相手方に地域のアイヌ関係団体など個人以外の者を含めるか。含める場合には、遺骨の尊厳ある慰霊を図る上で適切な相手方に求められる条件は何か。</p>	<p>○ 大学が保管している遺骨は、ほとんどが明治以前のもの。明治以前は個人で墓守するなどという思想はアイヌには無いので、コタン又は市町村ごとに戻還して欲しいと言わない限り、返還は難しいと思う。</p> <p>○ コタンへの返還は将来に渡りそこが維持できるか厳密な検討が必要であり、過去の協会支部への返還例でも各地域によって遺骨の管理方法や慰霊についてばらつきがあり、象徴空間での慰霊や時代を経て土に還す可能性も考え返還の条件を整えるべき。地域返還は越えるべきハードルが多々あるので、一体的に象徴空間で慰霊するべきである。</p> <p>○ 返還すべき相手方を特定できるのはごく少数である。地域返還については、可能性はあるかもしれないが、実際には難しいのではないかと思う。</p> <p>○ 少なくとも北大に関しては、過去に返還の話があった時には場所が特定されており、関係する地域の支部に確認しているもので、基本的にはこれ以上は無いかと思う。</p> <p>○ 協会の考え方としては、地域返還を視野に入れて最大限返還するというよりは、慰霊施設において極力一体的に慰霊の対象とすべきであるということか。政策推進会議が承認した「基本的考え方」では、アイヌの人々が返還を求めた遺骨については最大限返還する、とされており、最大限返還のためには地域返還の可能性を追求する必要があるが、アイヌの人々がその返還を求めているかという問題もある。</p>

論点	政策推進作業部会における主な意見
	<p>○ 協会は過去支部に返還した時で地域への返還は済んでいるという認識。地元管内の支部では個人として返して欲しいと強く声を上げて欲している者も数名いるがごく僅か、大勢の者は自分が返してもらうべき立場なのか本人も分からず、自分の住んでいる地域から発掘されたというのとは分かんないと思う。返還を希望する方がその資格のある人であり、これは私の先祖だと言っている者はほとんど居ないのであれば、地域ではなくその個人へ遺骨を返還するべきである。</p> <p>○ 協会員になれない道外のアイヌの中でも、もし地域への返還が可能であればこれを希望するという人が将来出た時のために、今の時点で地域返還の道を閉ざさないで残しておいて欲しい。</p> <p>○ 前回の返還を希望する支部が一つあると言ったが、改めて確認したところ、綿密な確認を経た返還することや象徴空間では遺骨の情報をもとにきちんと遺骨が管理されることなどから集約するほうが望ましいという意見となった。</p> <p>○ 最大限返還という基本的考え方に従うのであれば、地域返還についても可能性を追求する必要がある、アイヌ協会だけで完結する問題ではなく、非協会員を含めた地域という視点から今後検討していく必要がある。</p> <p>○ 今後は、返還に伴う諸問題点も踏まえた上で、アイヌの方々が望む具体的な返還の形についての意見が出される必要があり、組織的にそれができるのはアイヌ協会であると思う。</p>
6. その他	<p>○ 大学の保管状況調査では不明という回答の項目が多く、倉庫に保管しているなど人間として扱っていただきたい、北大、札医大以外への視察を要望する。</p> <p>○ 北海道新聞にいつからアイヌ民族という記事が掲載され、日本国民がアイヌのことを分かっているのではないのかと思った。</p> <p>○ 北海道大学の取組は、当たり前のことをしていると思うっており、北大、札医大以外への視察を要望する。</p> <p>○ 自分の先祖という視点で考えれば、一日も早く集約することが一番丁寧な方法である。大学の他にも博物館や資料館についてもどうなっているのかと心配している。</p> <p>○ (再掲1-10-3ホツ) 北海道アイヌ協会が理事会で決定した考え方や立場については、対外的に明らかに誰にでも分かるように示す必要がある。</p> <p>○ 博物館や美術館についても調査をしていただきたい。</p>

論点	政策推進作業部会における主な意見
	<p>○ 博物館などの調査については従来から指摘されている論点であるので、可否を含め、真摯に検討を行っていただきたい。</p> <p>○ コタン又は市町村ごとに戻して欲しいと言わない限り返還できない遺骨が大部分を占めているのが現状ならば、象徴空間において一時的に遺骨を管理するように受け取られる表現は報告書では適切ではないのか。</p> <p>○ 博物館、個人や海外も含めて調査するならば、2020年までに調査を終えることは難しく、象徴空間においても継続的に調査を行う機能が必要。</p> <p>○ 昨年のアイヌ政策推進会議で承認された遺骨返還の基本的考え方では、最大限返還することが大前提とされているので、現実的可能性はともかく、理屈としては全部返すということになる。</p> <p>○ 2020年までに、遺骨や副葬品について、大学以外の機関等も調査を尽くすのは難しく、返還についても象徴空間において継続的に行われることから象徴空間では遺骨に関する作業を可能にする体制整備も必要。</p> <p>○ 今後、海外における所蔵状況を調査する体制整備も必要。</p> <p>○ アイヌの人々の受け入れ体制が整うまでの間という表現は、アイヌの人々の体制が整っていないから、国がその間保管するというように受け取られてしまうのではないか。そもそも持ち出されたものをお返しするという場合に受け入れという表現が適切なのか。</p> <p>○ 国連宣言12条等で先住民族の遺骨の帰還に関する権利等が謳われており、それを尊重して日本としても施策を考えていくということであれば、国が管理をするとしても期限付きで、返還できるものは全て返還することになるのではないか。</p> <p>○ 大学ではこれまでともな管理を行ってきたのか、人間として扱っていただきたいという思いがあり、前回の部会は北海道大学の管理についての例をあげてこのようにできないかというところを申し上げた。</p>

アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」(象徴空間)の整備・管理運営について

象徴空間基本計画

象徴空間中期事業計画

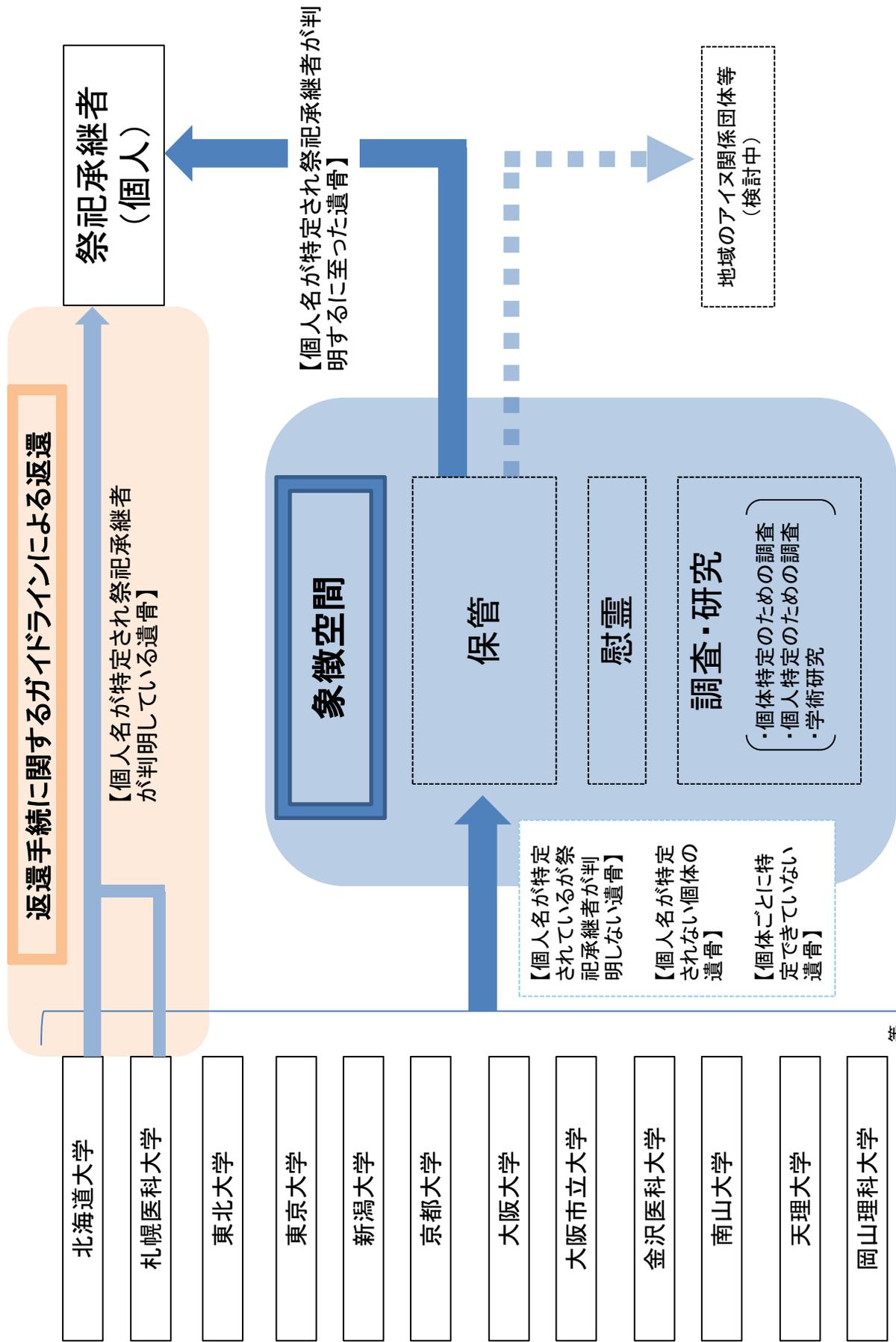
(北海道白老町に整備)

	中核区域 (国立のアイヌ文化博物館 国立の民族共生公園(公共空地))	遺骨関連区域	関連区域
保有	国又は独法	国 (アイヌの人々による受入体制が 整うまでの間)	国・自治体等
事業 運営	一の運営主体 ※	保管・調査：国 慰霊：アイヌの人々を中心 ※※	国・自治体等

- ・ アイヌ関係団体
 - ・ 関係自治体
 - ・ その他の象徴空間の事業運営に関係を有する機関
- ※ 施設等を保有する国等の機関が一部事務を留保する場合は想定される。
 ※※ アイヌのための研究のあり方については、引き続き検討。

象徴空間運営協議会

アイヌ遺骨の集約・返還の概要



計(1,636体(23体)、515箱) ※(個体ごとに特定できた遺骨(うち個人が特定できる遺骨)、個体ごとに特定できなかった遺骨)
 ※個人が特定できる遺骨を保管している大学は、北海道大学、北海道大学、札幌医科大学、札幌医科大学、

アイヌ遺骨及び副葬品の集約の意義

【背景事情】

1 先住民族の権利に関する国連宣言

- ・ 文化的伝統及び慣習を実践し、及び再活性化させる権利
- ・ 遺体及び遺骨の帰還 (repatriation) についての権利
- ・ 歴史等を再活性化し、及び将来の世代に伝達する権利
- ・ 文化遺産、伝統文化等を維持管理・発展させる権利

29

2 収集の経緯

- ・ 発掘・収集時にアイヌの人々の意に関わらず収集されたものも含まれていると見られている。

3 管理状況

- ・ 将来、研究者の不在等に伴い管理に支障が生じる状況が懸念される。



【集約の意義】

- 1 アイヌが主体となった慰霊の実現
- 2 アイヌのための研究に寄与
- 3 返還に向けた条件整備
- 4 適切な保管の実施

政策推進作業部会 構成員名簿

部会長	常 本 照 樹	北海道大学アイヌ・先住民研究センター長
構成員	阿 部 一 司	北海道アイヌ協会副理事長
	大 西 雅 之	鶴雅グループ代表
	加 藤 忠	北海道アイヌ協会理事長
	菊 地 修 二	北海道アイヌ協会理事
	佐々木 利 和	北海道大学アイヌ・先住民研究センター客員教授
	佐 藤 幸 雄	北海道アイヌ協会主任
	篠 田 謙 一	国立科学博物館人類研究部人類史研究グループ長
	本 田 優 子	札幌大学副学長
	丸 子 美記子	関東ウタリ会会長